

医師による結核の発生届は

結核の患者さんを診断した時、医師の方は、保健所に
結核と診断した当日に発生届を提出する義務があります！

まん延防止の第一歩です

届出が必要な3つの理由

提出された発生届に基づいて、保健所は以下のことを行っています。

確実に治療をするために

患者さんの治療完了まで、服薬確認等のフォローを行います。

安心して治療をするために

患者さんが、入院及び通院医療費の公費負担を受けるための手続を行います。

地域の方を守るために

患者さんと接触のあった方々の健康診断を行い、結核の更なるまん延を予防します。

届出にあたって

- 結核は、感染症法の2類感染症に規定されている感染症です。
- 転院を予定している場合でも、初めに結核と診断した医師が届出を行う必要があります。
- 医師が行う届出は、感染症法第12条の規定に基づく届出であり、個人情報保護法に抵触することはありません。

医師が行う結核の届出は、患者管理に必要不可欠です。
届出の方法は最寄りの保健所にお問い合わせください。

届出先保健所

(保健所)

FAX:



厚生労働省健康局
結核感染症課